

川崎市 広告募集説明書 (広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出)

募集件名	川崎競輪場広告事業					
募集の内容	川崎競輪場壁面等を活用し広告を掲出していただきます。 市との「広告掲載契約」及び「行政財産の目的外使用許可」を受けて広告を掲出していただきます。					
申請(申込)対象	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様					
申請(申込)資格	(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」に規定する規制業種・事業者でないこと。 (2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。 (5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。					
申請(申込)方法	「広告掲載申込書」に必要事項を記入し、受付日時に受付場所に持参してください(郵送不可)。					
受付日時	令和8年1月15日～令和8年1月30日 12時(正午)まで					
受付場所	経済労働局公営事業部総務課(川崎競輪場内)					
選定方法	最も高額 of 広告料を提示した者を使用者(候補)と選定します。 ※ 最高額 of 広告料を提示した者が複数あるときは、くじ引きにより選定します。 なお、使用者(候補)への使用許可について市が審査した後、正式に「使用許可申請書」を提出してもらい、使用許可を決定した上で、使用許可書を交付します。さらに広告料については、市と「広告掲載契約」を締結していただきます。					
使用(掲載)条件	別紙「広告掲載仕様書(広告媒体資料)」及び「許可条件(案)」、「広告掲載契約書(案)」のとおり。					
使用料等	西スタンド(1枠あたり)		照明タワー(1枠あたり)		・使用料とは別に、広告料の納入を行っていただきます。 ・年度当初に1年分を納入していただきます。	
	使用料(年額・税込)	26,954 ※0.9㎡あたり	円	15,840 ※3.96㎡あたり		円
	広告料(年額・税込)	24,046	円以上	166,320		円以上
契約保証金	広告料総額の1/10以上の金額 ※契約期間の満了後、広告枠設置場所の原状回復を確認してから、契約者である広告代理店様の請求に基づき利息を付さずに返還します。					
使用期間	令和8年4月1日 から 令和10年3月31日 まで (24 か月間)					
募集についての説明	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。					
	期間	令和8年1月15日 から 令和8年1月25日 12時 まで				
方法	下記担当あて、メール等でお問い合わせください。					
担当部署	経済労働局公営事業部総務課施設係					
	所在地	〒210-0011 川崎市川崎区富士見2-1-6				
	電話・FAX	電話	044-211-7082	FAX	044-233-8262	
	eメール	28ksoumu@city.kawasaki.jp				

【添付資料】 なし あり ()

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページで御覧になれます。

(広告第4号様式)

広告掲載仕様書(広告掲載契約及び行政財産の目的外使用許可による広告掲出)

名称	川崎競輪場広告事業
所在地	川崎市川崎区富士見2-1-6 川崎競輪場
開庁(館)日	競輪開催日(年間約290日)
開庁(館)時間	(昼開催)10時~17時 (ナイター開催)14時~21時 ※目安
設置場所の利用対象者利用者数等	競輪場来場者(参考)21開催 65日 令和6年度来場数 362,249人
セールスポイント	競輪場に掲示する広告は競輪場来場者の目を惹き、高い広告効果が期待できます。
掲載位置	別紙案内図等参照
広告の大きさ、数	(西スタンド)大きさ:0.9㎡ 数:3か所 (照明タワー)大きさ:3.96㎡ 数:2か所
広告の掲出方法	照明タワーは高所にあるため、飛散しない等の配慮を行うこと。 西スタンドはアルミフレーム等、美観を損ねないフレーム内に収納すること。
広告の仕様	・設置、維持管理・保守、撤去及び原状回復に係る経費は、全て使用者が自己の負担で行うものとします。 ・新規掲載希望の事業者は、広告の素材やフレームの仕様、施工方法、競輪場への影響・安全性・維持管理・保守の体制等についてあらかじめ各施設の担当と協議し、令和8年1月30日までに当該事項を記載した事業計画書(任意様式)を提出するものとします。
広告掲載が望ましくない業種・内容	川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準に準じます。
担当部署	経済労働局公営事業部総務課

留意事項	<p>※ 川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準を遵守してください。</p> <p>※ 広告掲出及び広告を掲出するために必要となる掲示板等の設置及び維持並びに、かかる費用の負担については使用者に行っていただきます。</p> <p>※ 掲出前に原稿内容の審査を受けてください。</p> <p>※ 完全データにて入稿してください(出力見本を添えてください)。</p> <p>※ 原稿内に、広告である旨を明記してください。</p>
	<p>本件の目的外使用許可は、地方自治法第238条の4(行政財産の管理及び処分)第8項及び第9項の規定が適用されますので、あらかじめ御了承ください。 (参考:地方自治法第238条の4第8項及び第9項)</p> <p>8 前項の規定による許可を受けてする行政財産の使用については、借地借家法(平成三年法律第九十号)の規定は、これを適用しない。</p> <p>9 第七項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>